

**令和 8 年度 証言映像収録・編集・発信事業（多言語編集）
業務委託仕様書**

I 委託業務名

令和 8 年度 証言映像収録・編集・発信事業（多言語編集）業務委託

II 事業目的

沖縄戦後の苦難及び復興と発展の道を歩んできた「終戦から復帰までの沖縄」の記憶を次世代に継承し、平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に強く発信するために、戦後から日本復帰（1950 年代～1972 年）までの米国統治下の沖縄に関する証言映像の多言語編集を行い、既存の WEB サイトに登録して公開を行う。

III 委託業務期間

契約締結の日から令和 9 年 1 月 2 9 日まで

IV 委託業務内容

(1) 「戦後の証言映像」の多言語版作成業務

①	委託者が所蔵する「証言映像」20 名分の日本語字幕原稿を元に、翻訳を行うものとする。その際には、証言内容を十分に理解した上で作業を行うこと。言語は、英語、中国語（簡体字）、韓国語、スペイン語の 4 言語とする。
②	上記①の原稿（4 言語）をもとに、字幕及びテロップの原稿を作成すること。その際に字幕データを挿入する上で、言い換え、変更等がある場合は委託者へ確認を行い、指示を仰ぐこと。
③	上記②で作成した翻訳原稿をもとにして字幕及びテロップを挿入する。（字幕は二行までとする）
④	映像時間と字幕の尺を揃え同期させること。作成後の映像は文字チェック、字幕の表現、字幕の位置、画面と字幕の一致等の確認を行うこと。
⑤	証言映像（字幕入り）と併せて字幕・テロップと同じ内容を「証言文」として公開するため、字幕の文章をつなぎ、文章としての体裁を整えて「証言文」を完成させる。
⑥	各証言に関する略年表の翻訳（証言者 1 名につき最大 10 項目） 【例】1968 年 11 月 11 日：沖縄で初の行政主席公選挙（屋良朝苗氏が当選） 1970 年 12 月 20 日：コザ市で反米焼き打ち事件（コザ騒動）
⑦	翻訳業務を WEB 公開業務と並行して進めるため、20 名分 4 言語の翻訳をすべて終えてから納品するのではなく、翻訳及び字幕・テロップ作業が終了した方から随時、WEB 公開担当事業者にデータを受け渡すものとする。

(2) 多言語編集についての資料

①	証言文の多言語編集 多言語編集件数:総数 80件(20名×4言語) 人 数:20 名 言 語:4言語 ※多言語編集業務の校正・校閲などを終えた翻訳文 (英語、中国語〈簡体字〉、韓国語、スペイン語) ・資料1件の容量:A4 4～8ページ程度 ※資料データは、委託者が提供する。 ・資料1件の容量:圧縮形式 MP4(平均)約 28 分 日本語字幕・テロップ等約 8500 字前後 ※日本語字幕なしの動画データ及び日本語字幕データ(word)は委託者が提供する。
---	---

(3) 成果品の納品について

①	作成した字幕映像を DVD-R(4.7GB)貸出用と BD-R(25GB)保存用に収納し、納品すること。
②	DVD-R2枚のディスクに1人分の証言映像(4言語)を収納し、BD-R には 20 名(4言語)を収納すること。ディスクは国産メーカーとし、傷、埃、汚れ等に強い、ハードコート等の保護コート仕様とすること。
③	納品ディスクには、タイトル及び収納情報を印字すること。
④	多言語編集に使用した翻訳文(校正・校閲等を終えたもの)および多言語字幕・テロップのデータの紙資料を、証言者 1 名につき1冊のファイルホルダーに収納すること。また、データファイルは20名分を1枚の DVD-R に収納すること。 ※いずれもディスクやケースにはインデックスを表示すること。
⑤	映像データ、目録データを HDD(2TB)に収納し、納品すること。

(4) 作業条件等

①	証言映像の多言語編集の作業場所については、受託者の責任において準備すること。
②	業務の実施にあたり、必要な機材、要員、資料の搬出・搬入、その他作業に必要な備品・消耗品等は受託者が準備すること。なお、委託料で備品、機材の購入は認めない。
③	納品後 3 年以内に見つかった翻訳業務の誤りは、速やかに無償で修正すること。
④	本仕様書に記載されていない事項は、必要に応じて委託者と受託者双方による協議の上で対処する。また、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合も同様とする。

V 諸報告

- (1) 受託者は契約締結後、7 日以内に本業務に関する業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、作業の進捗状況を定期的に委託者に報告するものとする。報告様式や、報告時期については、委託者と協議の上、決定する。
- (3) 受託者は、業務完了後、成果物とともに本業務に係る業務報告書を作成し、委託者の指示する期限までに提出すること。

VI 提供資料の取扱い

- (1) 本業務で取り扱う資料は紛失が起らないよう、管理には万全を期すこと。
- (2) 委託者から提供される資料については、委託者と受託者の両者で確認し、チェックリストに記載する等、管理には万全を期すこと。

VII 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権及び使用権は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

VIII 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。
また、以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ委託者が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ③ その他、委託者が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託者が第三者に委任し、又は請け負わせることができる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

・再委託により履行することのできる業務の範囲

- ① 各言語のネイティブチェックに関する業務の再委託
- ② スペイン語等の英語と比較して使用者が少ない言語の翻訳業務の再委託
- ③ その他、委託者が再委託により履行することを承認した業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

*その他簡易な業務

- ① 資料の収集、整理、複写、印刷、製本
- ② 原稿、データの入力及び集計
- ③ その他、委託者が簡易と決定した業務

(4) 再委託の相手方の制限

本委託業務の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と

密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

Ⅸ 守秘義務・個人情報の取扱いについて

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。